



春分の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
確定申告期は、ご協力ありがとうございました。

重要情報

1. 節税保険に国税庁の網

法人の節税保険として活用される解約返戻金が多額の定期保険につき、2019.2月に国税庁より見直しが発表され、保険各社が販売を休止しています。見直し範囲や時期は明らかにされておらず、年度末の駆込契約はリスクが伴います。

2. 協会けんぽ社会保険料率改定

2019.3月度(4月納付)分の社会保険料率が改定され、健保は微減、介護保険は増加します。給与天引額が変わりますので、協会けんぽから送られる新保険料額表(天引一覽)に従い、4/30直前支給分の給与から忘れずにご変更ください。

3. キャッシュレス決済導入検討進む

中小小売サービス店のキャッシュレス決済導入の検討が進んでいます。キャッシュレスには①クレジット、②電子マネー、③QRスマホの3種類あり、決済事業者の中には楽天ペイなど①~③全てに対応するものもあります。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



[グアテマラ報告⑥お宿2018.8月]グアテマラには日本人の経営する宿も多く、今回は積極的に泊まりに行きました。バックパッカーの間では「日本人宿」なんて呼ばれ、情報交換をしたり、道連れを探したりできる憩いの場所。もちろん、旅行者によってはあえて日本人宿を避けてドゥプリ旅先につかりたい人もいますが、わたしは異国の地で母国語で、現地の人の話が聞ける独特な感じが嫌いではありません。宿の形式も様々で、ホームステイのようなゲストハウス、ビジネスホテル仕様、サロンでみんなで食事するシェア飯スタイルもありました。いずれも、いわゆるバジェットホテルに属するわけですが、オーナーが日本人だとときめ細やかな配慮などが感じられて安心できます。個室は大体2,500~3,500円/室くらい、ドミトリー(相部屋)だと800円/床くらいでしょうか。

☆事務所からの連絡☆

CD版JDLIBEX出納帳をお使いのお客さまへ。消費税増税と改元に伴い、有償アップデートが必要となります。

4月のイベント

- ・固定資産税第1期納付
- ・新税制の適用開始
- ・その他、新年度対応
振替納税予定日
確定所得税...4/22(月)
個人消費税...4/24(水)

税金マメ知識

【消費税経過措置のおさらい】2019.3月までに契約した不動産賃貸借で2019.9月以前から続くものは、①期間と金額が決まっている、②賃料改定できる記載がない、という2要件を満たせば、10月以降の賃料についても消費税率が8%に据え置かれます。標準的な契約ひな形には賃料改定が記載されているため、これを今月末までに削除すれば経過措置の対象となるわけです。なお、条項がなくとも「改定できない」とさえしなければ、借地借家法32条の増減請求が無効になるわけではないようです(改定したら経過措置は外れますが)。据え置かれた場合、貸主が申告納付する消費税が抑えられますので、転嫁拒否せずに借主が支払う賃料も据え置けます。もちろん、借主の消費税申告では控除する仮払消費税も旧税率となります。

晩酌のじかん

手酌が進むと、SNSにクダラナイ投稿をしてしまうのが、最近のさびしい傾向です。昨夜は「食品なんかの製造元が『有限会社』になっていると、信用しちゃうよね。」とか投稿してしまったようです。朝起きたら10個くらいイイネ!がついていました。人って、優しいですね…



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red